

民間団体の支援に関する相談

犯罪被害者等早期援助団体（（公社）被害者支援センターすてっぷぐんま）（→P77）

（公社）被害者支援センターすてっぷぐんまは、群馬県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間団体です。被害直後から中長期的に被害者等の方を支援するため、

- ・ 犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談
- ・ 病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い等の直接支援等の活動を行っています。

犯罪被害者等電話相談

<警察庁 HP 内リンクへ>

☎ 0570-783-554（なやみはこよ）

※ 最寄りの被害者支援センターにつながります。



公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま 「民間被害者支援団体」へ

☎ 027-253-9991

相談受付時間 10時～16時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

法テラスの支援に関する相談

日本司法支援センター（法テラス）（→P60～）

〔犯罪被害者支援ダイヤル等による相談窓口の紹介等〕

被害者等の方に対し、被害者支援を行っている機関・団体の相談窓口の案内や、刑事手続や裁判等の流れの説明、損害の回復・苦痛の軽減を図るための制度の紹介といった情報提供を行っています。また、被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介のほか、次のような法的支援についてのご案内や、利用の申込みを受け付けています。

〔法テラスでの被害者等に対する法的支援〕

● 犯罪被害者等支援弁護士制度（犯罪被害者等法律援助）

精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことができない被害者等の方に対し、原則として法テラスが費用を負担して、刑事・民事・行政手続や報道対応等について、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行います。

● 民事法律扶助制度

民事裁判等手続に関する援助として、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった際、無料で弁護士による法律相談を実施し、必要に応じて弁護士費用等の立替えを行っています。

● DV等被害者法律相談援助制度

DV、ストーカー行為、児童虐待の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む）に対し、弁護士による法律相談を実施しています。法律相談は、民事事件・刑事事件にかかわらず行うことができます。

● 日弁連委託援助制度

被害者等の方が、犯罪被害者等支援弁護士制度等の法テラスの他の制度を利用できない場合においても弁護士による支援が受けられるよう、法テラスが日弁連からの委託を受けて実施している援助であり、一定の犯罪被害を受けた方に対し、刑事手続や行政手続に要した弁護士費用等の援助を行っています。

各種制度を利用するには、資力要件等の条件がありますので、まずは法テラスにお問合せください。

<警察庁 HP 内リンクへ>

犯罪被害者支援ダイヤル

☎ 0120-079714（なくことないよ）

相談受付時間 9時～21時（土曜日は17時まで）「法テラス」へ月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く。）



法テラス群馬

☎ 0570-078320

相談受付時間 9時～15時30分
月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

法的支援に関する相談

弁護士会

被害者等の方に弁護士による法律相談（電話相談や面接相談）を行っています。示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等のほか、捜査機関・司法機関への対応（検察官からの説明や裁判傍聴の同行等）、報道機関等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集等様々な相談に対応しています。

ひまわりお悩み110番

☎ 0570-783-110

<警察庁 HP 内リンクへ>

※ 最寄りの弁護士会の法律相談センターにつながります。

群馬弁護士会

☎ 027-234-9321

相談受付時間 9時～12時／13時～17時
月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



「弁護士会」へ

刑事手続に関する相談

地方検察庁(→P67)

被害者等の方からの刑事手続に関する相談や各種手続の支援等を行っています。また、専用電話として被害者ホットラインを設置し、被害者支援員等が対応しています。

<詳細はこちら>

前橋地方検察庁(被害者ホットライン)

☎ 027-235-7828 (FAXも同じ)

相談受付時間 8時30分～17時15分

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。)

✉ ppo09-maebashi_hotline@i.kensatsu.go.jp

※ 夜間、休日でも留守番電話、FAX及び電子メールの利用が可能です。



更生保護における被害者等施策に関する相談

保護観察所(→P74)

専任の被害者担当官及び被害者担当保護司が、犯罪の被害にあわれたことによる悩みや不安をお伺いしています。ご相談内容に応じて、保護観察所や仮釈放等の審理を行っている地方更生保護委員会における被害者等の方のための各種制度の説明、関係機関の紹介等を行っています。各保護観察所には、被害者専用の電話番号が設けられており、電話又は来庁でご相談が可能です。

<詳細はこちら>

<オンラインの相談受付へ>

前橋保護観察所

☎ 027-237-5014

相談受付時間 8時30分～17時15分

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。)



心の健康に関する相談

こころの健康相談統一ダイヤル

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施しているこころの健康電話相談等の公的な相談機関に接続します。

☎ 0570-064-556

(おこなおう まもろうよ こころ)

<詳細はこちら>



こころの健康センター

心の悩み、不安等の心の健康に関する相談、精神医療の新規受診や受診継続に関する相談等に対応しています。

<警察庁 HP 内リンクへ>

群馬県こころの健康センター

☎ 027-263-1156

相談受付時間 9時～17時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



「精神保健福祉センター」へ

性犯罪・性暴力被害に関する相談

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後からの医療的支援、法的支援、カウンセリング等の心理的支援を提供しています。

<警察庁 HP 内リンクへ>

☎ #8891（はやくワンストップ）

※ 最寄りのワンストップ支援センターにつながります。「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」へ

群馬県性暴力被害者サポートセンター：Saveぐんま

☎ 027-329-6125

全国一律のコールセンターにつながります。

相談受付時間 9時～17時 ※ 左記以外は#8891へ

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



配偶者からの暴力（DV）に関する相談

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、以下の対応を行っています。

- ・ DVに関する相談や相談機関の紹介
- ・ カウンセリング
- ・ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・ 自立した生活を促進するための情報提供その他の援助
- ・ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・ 配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度についての情報提供その他の援助

<警察庁 HP 内リンクへ>

DV相談ナビ

☎ #8008（はれれば）

※ 最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

「配偶者暴力相談支援センター」へ

群馬県女性相談支援センター

☎ 027-261-4463

相談受付時間 9時～17時

毎日（祝日、年末年始を除く。）



こどもに関する相談

24 時間子供 SOS ダイヤル（群馬県総合教育センター）

いじめ、不登校、自殺願望、性暴力等のこどものSOS全般の相談窓口につながります。夜間・休日を含め24時間の電話相談を行っています。

☎ 0120-0-78310（なやみいおう）
相談受付時間 24 時間

<詳細はこちら>



こども家庭センター（市町村）

こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどのサポートを行っています。詳しくはお住まいの市町村のホームページ等をご確認ください。警察庁HP内のこども家庭センターへのリンクにつながります。

<詳細はこちら>



児童相談所

保護者の不在や病気等でこどもの養育が困難な場合や虐待等、こどもに関する相談に応じ、こどもが有する問題やこどものニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、こどもや家庭に適切な援助を行っています。電話は、お住まいの地域の児童相談所につながります。

☎ 0120-189-783（児童相談所相談専用ダイヤル）
又は189
相談受付時間 24 時間

<詳細はこちら>



こどもの人権110番（前橋地方事務局）

学校におけるいじめ、体罰、児童生徒に対する暴言その他の不適切な指導や、家庭内における虐待等、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。電話は、最寄りの法務局につながります。

<詳細はこちら>

☎ 0120-007-110
相談受付時間 8時30分～17時15分
月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



暴力団犯罪に関する相談

(公財) 群馬県暴力追放運動推進センター

暴力団からの被害防止又は被害回復のための相談を受けており、内容によっては無料の弁護士相談を案内しています。<警察庁 HP 内リンクへ>

☎ 027-254-1100

相談受付時間 9時～17時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



交通事故事件に関する相談

交通事故相談所

交通事故相談員が、電話や面接により交通事故の賠償、示談等に関する相談を受け付けています。

<警察庁 HP 内リンクへ>

群馬県交通事故相談所

☎ 027-243-2511

相談受付時間 9時～15時30分



「交通事故相談所」へ

交通安全活動推進センター

都道府県公安委員会の指定を受けた法人で、保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言を行っています。

<警察庁 HP 内リンクへ>

(公財) 群馬県交通安全協会

群馬県交通安全活動推進センター

☎ 027-252-0251

相談受付時間 9時～12時／13時～16時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



「交通安全活動推進センター」へ

(独) 自動車事故対策機構 (ナスバ)

ナスバ交通事故被害者ホットラインでは、交通事故事件に起因する悩み事に応じて、無料で相談できる相談窓口をご案内しています。

<詳細はこちら>

ナスバ交通事故被害者ホットライン

☎ 0570-000738

相談受付時間 10時～12時／13時～16時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



また、自動車事故被害者等における精神的負担を軽減するため、相談支援を実施いただいている団体を公表しています。

相談支援実施団体

<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/soudan-shien.html>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

自動車事故による損害賠償問題に関して、弁護士による無料の電話相談を行っています。

全国 154 か所の相談所では、弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する面接相談を行っています（相談料無料、1回の相談は約30分、相談は5回まで）。

また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時に、弁護士が双方の間に入り、公平・中立な立場から示談が成立するようお手伝いをする示談あっせんを無料で行っています。

<詳細はこちら>

☎ 0120-078325（おなやみ じこ）

相談受付時間 10時～19時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



(公財) 交通事故紛争処理センター

自動車事故に伴う損害賠償の紛争を解決するため、法律相談、和解あっせん、審査を無料で行っています。

利用申込みの予約は電話でお願いします。初回は電話による対応も可能です。

<警察庁 HP 内リンクへ>

さいたま相談室（東京本部、さいたま相談室）

☎ 048-650-5271

相談受付時間 9時～17時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

「交通事故紛争処理センター」へ



国土交通省 公共交通事故被害者支援窓口

公共交通機関（鉄道・バス・航空機・船舶）の利用中に事故の被害にあった方、又はそのご家族のお話を伺い、情報の伝達、相談内容に応じた適切な専門機関の紹介等を行います。

<詳細はこちら>

☎ 03-5253-8969

相談受付時間 9時30分～18時15分

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

✉ hqt-k-shien@gxb.mlit.go.jp



インターネット上の誹謗中傷等に関する相談

法務局

インターネット上の誹謗中傷等の相談を受けた場合には、相談者自身で行う削除依頼の方法について助言を行うほか、法務局が事案に応じて違法性を判断してプロバイダ等に対する削除要請を行っています。

<詳細はこちら>

☎ 0570-003-110（みんなの人権110番）

相談受付時間 8時30分～17時15分

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



法務省インターネット人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp>

違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行っています。

<詳細はこちら>

違法・有害情報相談センター <https://ihaho.jp>



（一社）セーフアーインターネット協会（SIA）

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、誹謗中傷情報に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行っています。

<詳細はこちら>

誹謗中傷ホットライン

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>



また、インターネット上の違法情報や有害情報通報を受け、違法有害情報に該当した情報については、国内外のサイトへの削除要請を行っています。リベンジポルノの被害にあった方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。

<詳細はこちら>

セーフライン（削除要請）

<https://www.safe-line.jp/against-rvp/>



※ いずれも連絡・通報の受付窓口であり、個別の法律相談は受け付けていません。

群馬県インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口

<相談業務委託先>（公社）被害者支援センターすてっぷぐんま

<詳細はこちら>

☎ 027-212-0091

相談受付時間 9時～12時／13時～16時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）



奨学金等に関する相談

(公財) 犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた方や重障害を受けた方の子弟のうち経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与その他の犯罪被害者に係る救援事業を行っています。

<詳細はこちら>



☎ 03-5226-1020

相談受付時間 9時30分～18時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

日本財団まごころ奨学金／よりそい奨学金

保護者等が犯罪に遭遇し、学費の支弁が困難になった家庭のこどもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校（専門課程・高等課程）への就学を希望する方を対象に、給付制の奨学金制度を実施しています（総合的な審査があります。）。

<詳細はこちら>

<詳細はこちら>



☎ 03-6229-5111

相談受付時間 9時～16時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

(公財) 交通遺児育英会

保護者が交通事故事件で亡くなった、又は重い後遺障害で働けないため、経済的理由で就学が困難な高等学校以上の生徒・学生に、奨学金を無利子で貸与及び一部給付を行っています。

<詳細はこちら>



☎ 0120-521-286

相談受付時間 9時～17時30分

月曜日から金曜日（祝日、年末年始等を除く。）

(公財) 交通遺児等育成基金

交通遺児が拠出した拠出金を安全・確実に運用し、国と民間の援助金を加えて遺児が満19歳に達するまで定期的に育成給付金を支給しています。

<詳細はこちら>



☎ 0120-16-3611

相談受付時間 9時～17時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

(公財) 佐藤交通遺児福祉基金

交通事故等により扶養者を失い、又は扶養者が重度の心身障害となった未就学児、児童生徒及び学生に対し、一定期間奨学手当の給付等を行います。

<詳細はこちら>



☎ 027-224-2007

相談受付時間 8時30分～17時15分

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）

VI 刑事手続の流れ

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人に適正な刑罰を科す手続のことを刑事手続といいます。刑事手続には、警察、検察庁、裁判所等の機関が関わります。

● 警察

犯罪が発生すると、様々な捜査を行って、犯人を発見するとともに犯罪の証拠を集める活動を行います。警察が行った捜査の結果は、検察官に送られます（送致）。

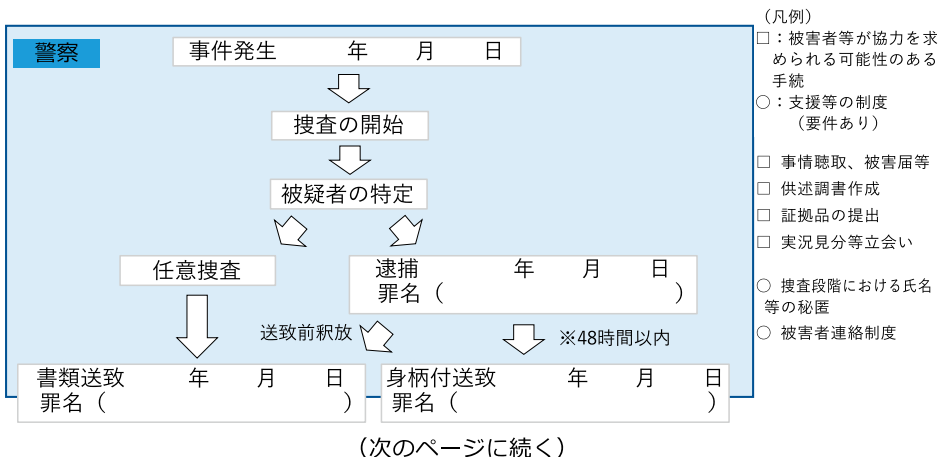
● 検察庁

検察庁の検察官は、事件を捜査し、犯人を起訴（裁判にかけること）するか、不起訴（裁判にかけないこと）にするかを決めるとともに、犯人を起訴した場合には裁判で犯人が罪を犯したことを証明する活動を行います。

● 裁判所

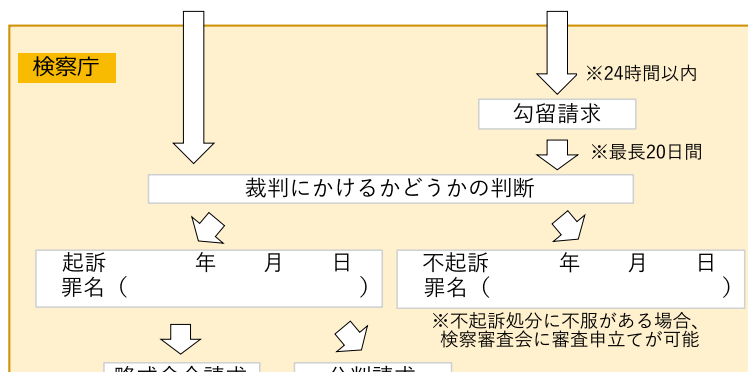
裁判所の裁判官は、検察官の起訴を受けて裁判を行います。裁判では、裁判官が検察官の主張と犯人側の主張の両方を聞いた上で犯人が罪を犯したかどうか、罪を犯したと認められる場合には、どのような刑罰を科すべきかを判断し、判決を行います。

刑事手続の流れ



(書類送致)

(身柄付送致)

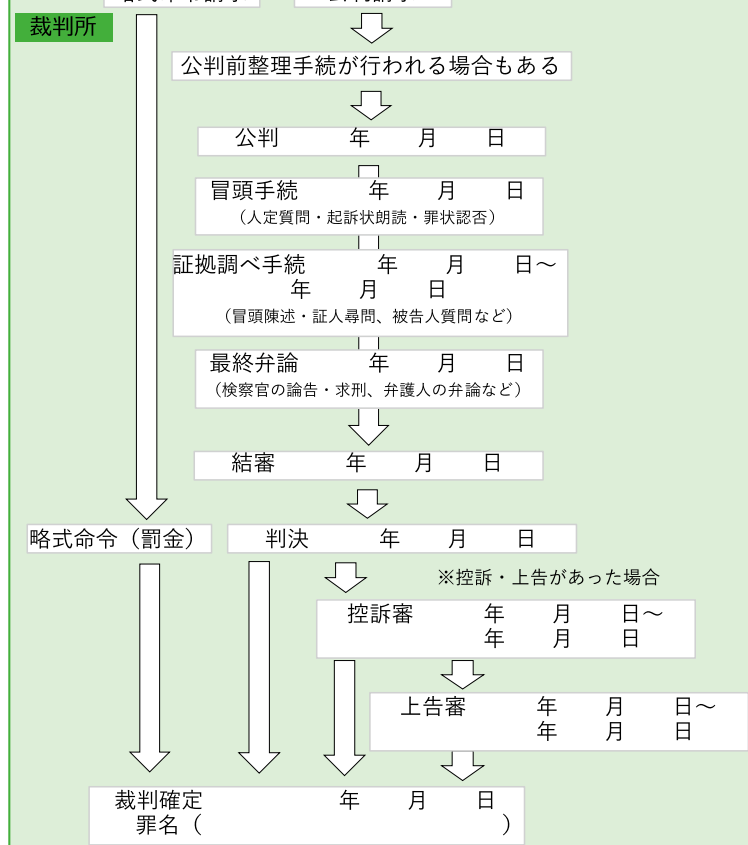


- ☐ 事情聴取
- ☐ 供述調書作成
- ☐ 証拠品の提出
- ☐ 実況見分等立会い

- 裁判段階・判決後における情報の保護
- 被害者等通知制度
- 不起訴記録の閲覧

略式命令請求

公判請求



- 裁判段階・判決後における情報の保護
- 刑事和解制度
- 損害賠償命令制度

- 優先傍聴
- 心情等の意見陳述
- 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付
- 公判記録の閲覧等

- ☐ 証人出廷
- 証人尋問における付添い・遮へい・ビデオリンク方式
- 被害者参加制度
- 国選被害者弁護士制度
- 被害者参加人への旅費等支給制度
- 被害者等通知制度

※ 各段階で、法テラスによる犯罪被害者等法律援助が利用できる可能性があります。

刑事手続は大きく、**捜査**と**裁判**の2つの段階に分かれ、
犯人が20歳以上の場合と少年（20歳未満）の場合
でこれらの手続が異なります。

一般的な刑事手続（犯人が20歳以上の場合）

● 捜査等

犯人を発見し、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決
するために行う活動を**捜査**といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を**被疑者**と
いい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、48時間以内に
その身柄と共に事件を検察官に送ります（**送致**）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束
する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して
身柄拘束（**勾留**）の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、
被疑者は最長で20日間勾留されます。

被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

被疑者が逃亡するおそれがない場合等には、被疑者を逮捕しない
まま取り調べ等を行い（任意捜査）、証拠を揃えた後、捜査結果
と共に事件を検察官に送ります（書類送致）。

事件の送致を受けた検察官は、警察から送致された書類や証拠
を精査するとともに、検察官自身でも被疑者の取調べや被害者の
事情聴取等の必要な捜査を行い、被疑者を**起訴**するかどうかの処
分を決定します。起訴された被疑者を**被告人**といいます。

起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、
一定の犯罪について書面審理で裁判を請求する略式命令請求等が
あります。

勾留中の被疑者について公判請求した場合には、勾留が継続し
ます。

不起訴となった場合、被害者等の方は、検察審査会にその処分
の当否について審査を申し立てることができます。

検察審査会

検察審査会は、検察官による不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったとき等に審査を始めます。

審査の申立てや相談に費用はかかりません。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。

被告人が勾留されている場合、一定額の保証金を納めること等を条件として、身柄を釈放する**保釈**という制度があります。保釈の請求は、起訴された後から判決が確定するまでの間に被告人側から裁判所に対して行われる可能性があります。

保釈の請求があった場合には、検察官が、被害者等の方からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保も考慮して裁判所に意見を提出します。また、被害者等通知制度（→P67）による通知を希望された方に対しては、請求の結果を連絡します。

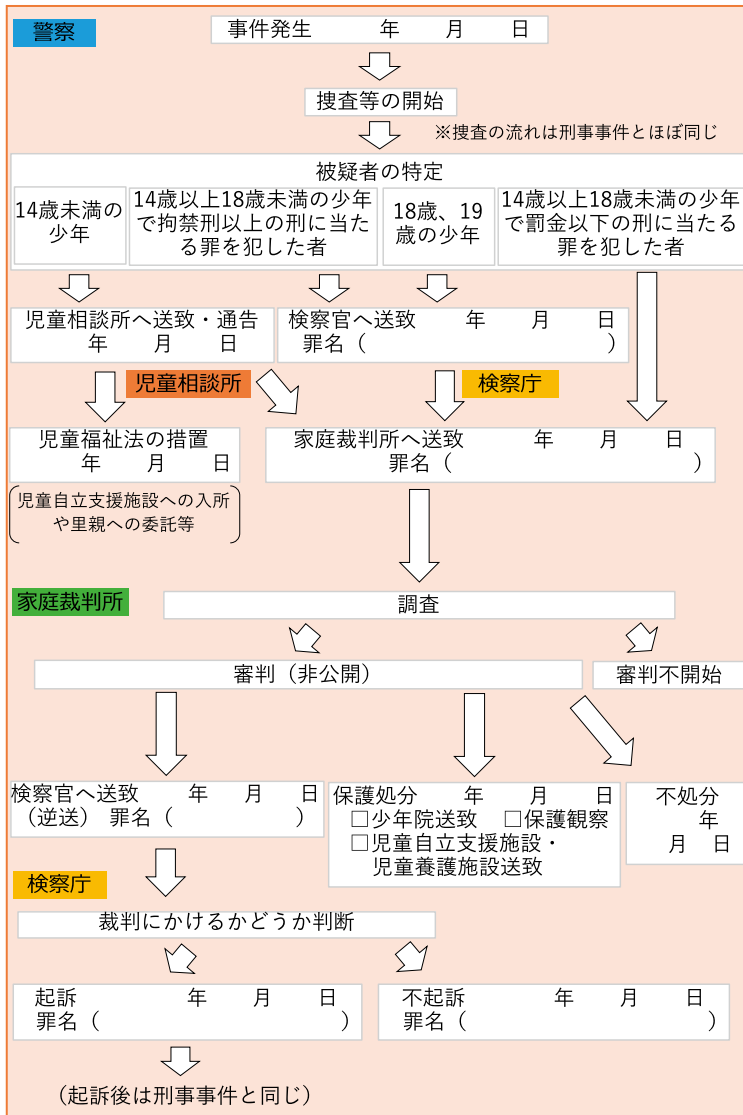
● 裁判

検察官が起訴（公判請求）した後は、裁判所で**公判**が開かれ、事件の審理が行われます。具体的には、証拠の提出、証人尋問や被告人質問等が行われ、最終的に裁判所によって**判決**が下されます。

殺人、強盗致死傷、危険運転致死等の一定の犯罪については、選挙権のある国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度（裁判員制度）があります。

検察官や被告人が判決の内容に不服がある場合には、1つ上の裁判所に再度判断を求めることができます（控訴審、上告審）。

少年事件の手續



（凡例）

☐：被害者等が協力を求められる可能性のある手続

☐：支援等の制度（要件あり）

☐ 事情聴取、被害届等

☐ 供述調書作成

☐ 証拠品の提出

☐ 実況見分等立会い

☐ 被害者連絡制度

☐ 事情聴取

☐ 供述調書作成

☐ 証拠品の提出

☐ 実況見分等立会い

☐ 被害者等通知制度

☐ 参考人質問

☐ 証人尋問

☐ 記録の閲覧等

☐ 被害者等の意見陳述

☐ 審判の傍聴

☐ 審判状況の説明

☐ 審判結果等の通知制度

※ 各段階で、法テラスによる犯罪被害者等法律援助が利用できる可能性があります。

犯人が少年の場合は、原則として少年審判手続によることになりますが、少年の年齢によって手続が異なります。

犯人が 14 歳以上 20 歳未満の場合

● 捜査等

14 歳以上の少年による事件は、犯人が 20 歳以上の場合と同様に警察が捜査を行います。

捜査の結果、14 歳以上 18 歳未満の少年による事件であって

- ・ 法定刑が拘禁刑以上の刑に当たる罪の場合は、検察官に送致します。送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、少年の処分について意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。
- ・ 法定刑が罰金以下の罪の場合は、警察から直接、事件を家庭裁判所に送ります。

18 歳以上 20 歳未満の少年（**特定少年**）による事件は、法定刑にかかわらず、全て検察官に送致され、送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、犯罪の嫌疑があると判断したときは、少年の処分について意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

● 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について必要な調査を行い、**審判**（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

裁判所が、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと判断した場合には、審判を開始しない（審判不開始）決定をし、その時点で手続が終了します。

他方、裁判所が、審判を開始するのが相当であると認めた場合には、審判開始決定がなされます。

審判では、少年を施設内に収容し矯正教育を行う**少年院送致**や、社会内で少年の再非行防止・改善更生を図る**保護観察**等の保護処分の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

少年が凶悪な罪を犯した場合等、20 歳以上の者と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察官に送致する決定をします（逆送）。この場合、検察官は、原則として事件を起訴し、少年は 20 歳以上の者と同様の刑事手続によって裁判を受けることになります。

犯人が 14 歳未満の場合

● 調査等

14 歳に満たない刑罰法規に触れる行為をした少年（触法少年）については、その事件について警察が必要な調査を行います。調査の手続では、少年の逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分をすることができます。

警察は、調査の結果、少年の行為に応じて、事件を児童相談所に送致するほか、送致しない場合には、児童相談所に通告することができます。

● 児童相談所における措置

事件の送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとるほか、家庭裁判所の審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送ります。

警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。

家庭裁判所に送られた事件に係る少年は、14 歳以上の少年の場合と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けることになります。

警察からお願いすること

被害者等の方には、次のようなご協力をお願いすることがあります。ご負担をおかけすることもあります。犯人を特定し、処罰するために必要なことですので、ご理解をお願いします。

● 事情聴取、被害届等

警察に被害の届出をすると、担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子等について詳しく事情をお聞きします。思い出したくないこと、口にしたくないこともあると思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするための捜査上の必要があってお尋ねするものです。また、被害の状況を書類で届出する被害届を作成したり、事情聴取した内容を詳しく記載した供述調書を作成したりする場合があります。

警察に事情を話すことで仕返しされるなどの不安があるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全確保のための措置を講じています（→P66）。

また、被害の状況に応じ、できる限り事情聴取を行う捜査員の性別にも配慮しています。

● 医療機関での診察

被害にあったことで負傷したときには、事件の立証のために、医師の診察を受けて診断書が必要となる場合があります。

性犯罪の場合は、医療機関で、被害者の方に必要な医療や検査を受けるとともに、犯人の体液等、犯人を特定する重要な証拠資料を採取する必要があります。

このような身体的被害の医療機関での初診料、診断書料、緊急避妊の措置等の費用については、警察が公費で負担する制度もあります（→P65）。

● 証拠品の提出

犯罪を立証するため、例えば、被害当時に着用していた衣服や所持品等を提出していただくことがあります。

提出物については、証拠品として保管する必要がなくなればお返し（還付）します。また、所有者が返却を要しないものは、提出時の放棄の手续により、保管の必要がなくなったときに処分します。

証拠品を保管する必要がある場合でも、所有者の請求により、仮にお返し（仮還付）できる場合もあります。

● 実況見分等への立会い

被害者等の方には、警察官の実況見分や裁判所の令状に基づく検証を行うため、犯行現場等の確認に立ち会っていただくことがあります。

● ご遺体の解剖

被害者の方がお亡くなりになった場合、その原因を明らかにするため、ご遺体の解剖を行うことがあります。

裁判所の令状に基づいて行う司法解剖の結果、故意の犯罪による被害が明らかになった場合、ご遺体の検案書料や搬送費、修復費を公費で負担する制度があります（→P65）。

検察庁からお願いすること

検察官は、警察から送致された書類等を確認していますが、検察官も被害者等の方の事情聴取を行うことがあります。警察官と同じ内容を聞かれる場合もあるかもしれませんが、これは検察官が被疑者を起訴するか、どの程度の刑罰を求めるかなどを判断するために必要なことですので、ご理解とご協力をお願いします。

裁判が行われると、被害者等の方には、裁判で証言していただくことがあります（証人尋問）。証人尋問がある場合には、事前に検察官との打合せが行われます。

また、事案によっては、検察庁から、被害者等通知制度（→P67）による通知希望の有無と通知を希望する事項等を確認する場合があります。通知を希望する方は、その旨を申し出てください。

VII 関係機関等との連絡の記録

警察に関する記録

■担当者

所属	氏名	連絡先	日付
(捜査担当)			/
			/
(支援担当)			/
			/

《名刺》

受け取った日

年
/

年
/

年
/

年
/